

令和 6 年度第 1 回羽島市総合計画審議会 会議要録

日 時	令和 7 年 1 月 22 日（水）午前 10 時 00 分から午前 11 時 25 分
場 所	羽島市役所本庁舎 3 階 301・302 会議室
出席者	〔審議委員〕 大野栄治会長、今井田裕子委員、岩越紀明委員、岩田悟委員、岩田雄治委員、江崎真理子委員、大井樹里委員、川合宗次委員、北山三津子委員、栗山良恵委員、小森博昭委員、坂田祥子委員、杉山雅孝委員、中村紘子委員、西尾敏正委員、花村重男委員、不破直子委員、柳町よう子委員、山田浩美委員 〔市関係者〕 松井市長、石黒副市長、森教育長、山田病院長、吉村市長室長、堀総務部長、山並企画部長、伊藤市民協働部長、園部市民部長、高橋生活環境部長、三輪健幸福祉部長、熊崎健幸福祉部子育て・健幸担当部長、加藤産業振興部長、藤井建設部長、山田上下水道部長、川田市民病院事務局長、不破教育委員会事務局長、藤井議会事務局長・監査委員事務局長、奥田消防長、森副消防長、豊田会計管理者、成原政策参事、田中総合政策課長、金子総合政策課長補佐、永田総合政策課経営管理担当課長補佐、上野総合政策課政策調整係長、野田総合政策課主任
内 容	<u>1. 開会</u> （出席委員数の報告） 委員 20 名中、出席が 19 名であり、委員の過半数の出席を得ていることから、羽島市総合計画審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立していることを報告。 （情報公開） 審議会は原則公開されること、会議資料、会議要録を後日、羽島市ホームページにおいて公開することを確認。 （傍聴） 傍聴希望者 4 名の方が傍聴されていることを報告。 （資料の確認） ・ 会議次第 ・ 資料 1「第七次総合計画第 1 期実施計画（案）」 ・ 資料 2「総合計画審議会委員からの意見等に基づく基本構想（修正案）」 ・ 資料 3「第七次総合計画基本構想（修正案）」 （当日配布） ・ 委員名簿 ・ 席表 ・ 資料 4「委員からの質問・意見と市の考え方」

2. 市長あいさつ

市長：昨年度は、総合計画の基幹ともなる基本構想について、皆様のご意見を拝聴しながら論議を深めたところである。本日は、2つの議事について皆様にお諮りをしながら、より良き未来に向けての議論をさせていただきたいと存じる。どうか忌憚のないご指導ご意見を賜るようお願い申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

3. 会長あいさつ

議事の進行を大野会長に移行

会長：昨年度は合計3回の審議会を開催した。そこでは長期的な視点から目指すまちの姿を定めた基本構想についてご議論いただき、皆様から色々なご意見を賜りその案を作成したところである。

本日は実施する事業を具体的に示す実施計画（案）についてご議論いただくとともに、実施計画（案）を作る過程で生じた基本構想（修正案）についてご議論いただく。本日の目標として、基本構想について市への答申まで行いたいと思うので、ご協力のほどよろしくお願いしたい。

4. 議事

（1）第七次総合計画第1期実施計画（案）について

事務局：第七次総合計画第1期実施計画（案）について、事前の委員からの質問・意見と市の考え方を含め説明。

議事（1）の質疑応答

会長：委員の皆様からご意見を賜りたいと思う。

【事前質問・意見】

委員：（市の考え方に係る説明を踏まえ）大変よく理解できた。

【当日質問・意見】

会長：目標指標に関して、目標値を100%にすべきであるのに100%となっていない箇所がいくつかある。例えば、29ページの「乳幼児健康診査受診率」について、現状値99%、目標値99%になっており、現状で良しという形に見受けられる。99%まで来たら100%を目標にすべきではないかと思うが、受診できない事情があるのかどうか教えてほしい。

事務局：「乳幼児健康診査受診率」については、114ページの目標指標の定義にもあるが、生後1カ月児、3・4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳児の受診率についての目標になっている。1%については、例えば、実施する予定の方などが転出された場合に、以降の受診に関しては、転出先においてお願いする形、そこに母子保健の関係で連携というものも入ってくるのでそちらでの受診を促しているものというのがこの1%に含まれる多くのものになる。あと、

受診自体を控える傾向にある方も中にはお見えになるが、電話での連絡や小さいお子さんを対象とする場合はなるべく訪問における受診を実施するように努めており、その努力の結果が 99% という形であると認識している。以上ご理解をお願いしたい。

委員：17 ページの「生活困窮者等の就労による収入増加件数」の目標指標について、現状値 8 件、目標値 10 件ということで、まず生活困窮者等の定義は生活保護の方だけを言っているのか確認したい。また、目標値が 10 件ということで、なぜ 5 年間で 2 件しか増えていないのかということをお聞きしたい。

事務局：生活困窮者等の方については、生活保護の受給者と生活困窮の相談のあった方（生活保護を受給していないが、困窮という形で相談のあった方）を対象としている。例えば、就労しているが収入が少ない方でダブルワーク・転職等によって収入が増加した方、生活保護の受給者において就労により収入が増加した方等について、近年の状況を踏まえ目標値を設定している。

委員：42 ページの「ねんりんピックを契機としたスポーツ人口増加に向けた取組」という事業について、ねんりんピックは今年岐阜が会場になり、スポーツ人口増加というのは当然のことで正しい認識だと思う。その際、全国からお客さんが岐阜羽島駅を利用して入ってくると思うので、スポーツだけではなく、シティプロモーションの視点を持つ必要があり、お土産物を買われることで、経済波及効果も非常に大きく、物産の開発や羽島市の認知度を上げていくという大きな枠で捉えたほうが良いと思うが、どのように考えているかお聞きしたい。

事務局：スポーツイベントを契機として、市の観光協会の方もご協力いただくことを考えている。先催県の開催状況の視察をしたところ、観光に関わる PR ブースや物産コーナー等を設置されていたので、参考とする予定であり、本計画にはその要素も入れさせていただいたところである。

委員：33 ページの目標指標について 2 つ確認したい。1 つ目は、「英語の授業中に積極的に英語でコミュニケーションを図る生徒の割合」の目標指標について、現在の第六次総合計画後期実施計画では、「英検 3 級等以上の英語力を有する中学生の割合」という指標でわかりやすかったが、今回の指標（英語の授業中に積極的に英語でコミュニケーションを図る生徒の割合）はどのように測るのかということ。また、33 ページの一番上、「学校教育施設空調設備の計画的な導入」という事業について、重点項目 2 に該当しているが、この事業に係る目標指標がなくても良いのかということを確認したい。

また、37 ページの「児童生徒の問題行動件数」の目標指標について、現在の第六次総合計画後期実施計画では、「不登校児童生徒数」が指標になっていたが、今回の指標（児童生徒の問題行動件数）に変えた意図があれば教えていた

だきたい。

事務局：「英語の授業中に積極的に英語でコミュニケーションを図る生徒の割合」をどのように確認するかについては、英語の授業中にクラスの仲間や先生、そして ALT と積極的に英語を使って話していますかという質問を年度末に投げかけ、「はい」または「どちらかといえばはい」と回答した生徒の割合を数値化するものになる。

続いて、重点項目 2 に位置付けている「学校教育施設空調設備の計画的な導入」という事業に係る目標指標については、なかなか指標を設けるのが難しい部分であると判断し、指標は設けていない状況である。

それから、最後のご質問の「児童生徒の問題行動件数」の目標指標を新たに設定した関係であるが、今は不登校というのは問題行動ではないという認識をしており、それよりも学校での暴力行為や（あまりないが）窃盗等の問題行動を重視したほうが良いのではないかという考えのもと、問題行動件数を新たに指標に設定したところである。

委員：問題行動件数について、岐阜県は全国 6 位という状況なので、非常に良い指標であると考えてる。

会長：回答の中で不登校は問題行動ではないということであったが、昨今の新聞にもそのようなことが載っており、私もそのとおりであると感じたところである。不登校のこどもをいかに学校に来られるようにするか、あるいは集団活動の中に参加できるようにするかといった取組は重要であると考えてるので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

市長：生活困窮に係る指標については、係数の再検証もさせていただきたいと考えている。また、水防団・消防団の充足率の関係であるが、それぞれの定数は条例上の規定であるので、行政としてはその 100%を目指すというのは当然のことになると思う。一方、ぜひとも皆様にご認識賜りたいのは、消防団は全国の各自治体において設置されているが、水防団を設置する自治体というのはあまり多くないということである。羽島郡は岐阜市との連携水防団ということで組織化をしている。そんな中、当市においても、様々な形で勧誘させていただいてはいるが、地域ごとで水防団・消防団への参画が厳しい状況にあることは事実である。

消防組織については、女性消防団というような形で主に防火活動等の啓発を行っていただくというような組織化を進めている。また、水防団・消防団の OB の方々に対し、大きな自然災害が発生した際にはサポート役として活動していただきたいということをお呼びかけしたら、かなりの人数の方々が集まり、正式団員ではないもののサポート団員ということで、組織化していただいたところである。全国的にもかなり先進事例であると思っているが、そのような形での補完措置をとっていることをご認識賜れるとありがたい。

それからイベント時における参加人員の話は、まさに行政の悩みの部分である。様々な講演会、集会等を開催しても、その委員の方々に主にお知らせをしながら、枝葉という形で呼びかけをしていただき、1人でも多くの方々に参加していただくため担当部局は非常に努力をしているが、なかなかうまくいかず、講師の方、あるいはテーマによって大幅にこの参集率が異なっている状況も見受けられる。そういう関係についても、今後とも関係団体と意思疎通を図りながら頑張りたいと考えてるので、ご理解とより一層のご指導を賜れるようお願い申し上げます。

会長：103ページの「移住支援金等の支給」という事業について、東京圏から本市に移住された方々に移住支援金を支給するとあるが、東京圏に限定された何か理由はあるか。また、支援金は現実的に東京圏限定になるのか。

事務局：東京圏に指定した理由としては、国の地方創生の政策において、東京一極集中からの脱却に向けた支援がある観点から、東京圏から本市に移住という形で明示している。また近年は、テレワーク等条件の緩和もある中、やはり国の政策に基づくものとして、対象は東京圏という形になっている。

委員：やはり課題は人口減少と高齢化だと思う。資料の中にもたくさんのボランティアという言葉が出ているが、私自身、今年自治会の関係の仕事を担っている。中には、自治会の役を9年やっているので今年で遠慮したいという方もいるし、〇〇委員を探してほしいというような相談を受けたりする。昔で言うとボランティアは無償であるということであつたと思うが、担い手不足の中でボランティアを無償でお願いするというのは非常に厳しいところがあると思う。青少年推進員の方は年間の報酬がいただけるというようなこともあるが、無償のボランティアという考え方から、ある程度の有償のボランティアということも考えていかなければ、今後の担い手不足は解消できないのではないかと考えている。

会長：その点については私も同じような認識を持っており、市民協働の考え方ということで、この計画の全てにもその要素が包含されている。いかに市民の方々がそれぞれの事業に参加していただけるかということを考える上でも、無償のボランティアということに対して、ある程度汗をかいていただいた人には報償金なるものが出て良いのかなというような気持ちを持っているところである。市民の方々が意識して参加していただくことで、自発的に色々なものが動き、行政のコストもトータルとして下がるのではないかと考える。

市長：「シビックプライド」という言葉は私がよく使う、他でもよくある言葉であるが、「アダプトプログラム」も市長就任直後に市民の方々に提唱したところである。代表的な例として、交通安全協会は、適時適切な季節に管轄の町内をパトロールされており、交通安全標識が少し歪んでいる、あるいはこの場

所にラインが必要ですよというような、そのような関係から始まったものと認識している。愛知県の豊橋市が市営の公園を自分たちで定期的に清掃しているということをマスコミで拝見したりもした。また、神社等の清掃については、老人クラブの方が実施したり、自治会においては、水路の掃除等を行い、出席者の方には終わった後にペットボトルのお茶を支給したりというところもあるかと思う。一番重要なのはやはり安全確保ということで、アダプトプログラムの業務を行っていただく方々の万が一に備えた保険等の必要性は考えなければいけない。地域の活性化やコミュニティの醸成の場面における財政的支援の必要性について検証することも今後必要であると考えている。

市内の一部では、自治会の存続すら危険なところもあり、自治会によっては、市の情報が全て回覧されるのに 30 日ほどかかる地域もあると聞く。ソフト・ハードを問わず、先ほど申し上げたリスクの関係も踏まえ、皆様のご意見を参考にしながら検討してまいりたいと存じる。

会長：災害が起きたとき、3 日間は自分で何とかしなさいと東日本大震災、能登半島地震でも言われている。市民自ら自発的に動けるような体制を整えておくと、自分たちで動けるという訓練の一つにもなるのかと思うので、分野ごとに記載されている協働の考え方に力を注いでもらいたい。

時間で区切るというつもりはないが、大方ご意見ご質問は出尽くしたように思う。皆様からのご指摘についても事務局より適切にご回答いただいたが、指標について少し考え方を整理して見直すところがあるように感じる。指標の整理については私にお任せいただき、事務局と相談しながら進めていきたい。また、事務局においては、パブリックコメントの手続きを並行して進めていただきたいと思います。

(2) 第七次総合計画基本構想（修正案）について

事務局：第七次総合計画基本構想（修正案）について、事前の委員質問・意見と市の考え方を含め説明。

議事（2）の質疑応答

会長：委員の皆様からご意見を賜りたいと思う。

【事前質問・意見】

委員：（市の考え方に係る説明を踏まえ）今の回答で大丈夫である。他の委員の質問であるが、学校教育の分野において、「こどもたちの願いを実現するため」という言葉に変更されたのはなるほどと思った。こどもの意見表明権など、やはりこどもの視点というのは大切にする必要があり、それを受けて変更されたのかなと感じた。

委員：（市の考え方に係る説明を踏まえ）説明の中で、「例えば、学校施設・整備でいえば、」とあったが、「整備」という言葉は良いと思った。基本構想では、

「学校施設・設備の維持管理」とあり、ICT の環境を整備していくということであれば良いと思うが、設備の維持管理がこどもたちの願いなのかなと少し単純に考えてしまった。

会長：「維持管理」のところを「整備」というふうに直したほうが適切ではないかというご意見である。「維持管理」というと、今あるものをずっと持続していくというイメージで、「整備」というと新しく何か組み込むという意味合いが含まれる気もするが、今のままだを維持していくという考え方でよろしいか。

市長：ハード的なものについては、国の指針に基づく耐用年数を踏まえ、児童生徒のための良好な施設整備の維持管理を行うという標榜により、内部で調整させていただいた。

会長：そのような事情があるということで、元の「維持管理」のままでいきたいと思う。

それでは新たにご意見等なく、また、既に出されたご意見に対しては適切にご回答いただいたということで、これをもって基本構想（案）としたいと思う。

5. 答申

羽島市総合計画審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、羽島市第七次総合計画基本構想（案）について、羽島市総合計画審議会から市に対し答申が行われた。

事務局から以下について報告

- ・ 基本構想については、議会の議決をしていただく必要があるため、3 月の市議会定例会に提案させていただく。
- ・ 実施計画（案）については、1 月 23 日から 2 月 21 日までの期間、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただく。
- ・ 目標指標に係る今後の大野会長との協議や本日委員の皆様からいただいたご意見、パブリックコメントによるご意見等を踏まえた実施計画（修正案）について、次回の総合計画審議会の皆様にお諮りさせていただく。

6. 市長あいさつ

市長：本日は会長より答申書を賜り感謝申し上げます。また、委員の皆様には自らの所掌されるお仕事の立場、そして市民の立場という形で大所高所から貴重なるご指導とご助言を賜ったところである。

資料 3「第七次総合計画基本構想（修正案）」の 2 ページに、基本構想・実施計画という 2 階建ての計画について、計画期間等詳細に記載させていただいている。市長就任以前に行われた地方自治法の改正を踏まえ、3 階建ての基本構想・基本計画・実施計画ではなく、リアルタイムに毎年度の掲載事業を継承の

できる実施計画と基本構想の2本柱にするという羽島市モデルを作り上げたところである。

実施計画の計画期間は、今回から市長任期の4年間にするという事で、後追いの修正ではなく、適時適切に見直しができるという提案をボトムアップでもらった。それらの関係も踏まえ、この実施計画に沿った形で、市民の方々のニーズに従った行政運営を行うとともに、私が常に申し上げている「財政論なくして政策なし」、そして、「後顧の憂いなし」というような形で取組を進めてまいりたい。

今後とも市民の皆様に正確な情報を提供しながら、様々なご意見、そしてご要望に応じてまいりたいと存じる。本当に皆様のご尽力に感謝申し上げますとともに、今後の実施計画の関係についても、ご健勝を賜るようお願い申し上げ、私からの感謝のあいさつとさせていただきます。

7. 閉会

以上